

和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

和光市（以下「本市」という。）は、和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者の募集を行う。

本業務は、価格提案のみならず、施設を良好な状態に保つと共に、サービス水準を向上させることについての企画提案書の内容及び実績等を総合的に評価し、最も適した者を受託候補者として選定するため、公募型プロポーザル方式（以下、本プロポーザルという。）で行う。

本要領は、本プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名 和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務

(2) 施設概要

- ① 名称 和光市駅南口自転車駐車場
- ② 所在地 埼玉県和光市本町3番35号
- ③ 規模 延床面積 約 3,604㎡
- ④ 構造 RC造（地下1階）、上屋S造
- ⑤ 駐車台数上限 3,141台（定期使用と一時使用の合計）
- ⑥ ラック種別 2段式ラック及び平置き
- ⑦ 開場時間 午前4時50分から翌日の午前1時10分まで（年中無休）

(3) 業務内容 「和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(5) 提案限度額

3年間合計 金120,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、初年度の提案額は、金37,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないものとする。

※ 地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17、和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則に基づく長期継続契約として契約を締結する予定。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、提案書の提出日現在で、次の要件すべてに該当する法人格を持つ団体とする。

複数団体で参加する場合は、参加申し込み時に共同事業体（以下「グループ」という。）を3団体以内で結成し、代表構成団体を定めること。なお、グループを結成した法人格を持つ団体（以下「構成団体」という。）は、他のグループの構成団体となること、または単独で応募することはできない。また、共同事業体届出書提出以後、グループの構成員の変更は原則として認めない。

- (1) 仕様書に定める業務を的確に把握し、十分に遂行することができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 自転車駐車場の管理運営業務の実績が継続して3年以上あること。グループにおいては、構成団体の内、1団体以上が条件を満たしていること。
- (4) 団体又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続の申立てがなされていないこと。その他、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）第2条第1項に基づき入札参加を停止されている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止用に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者でないこと。
- (8) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

4 実施スケジュール

本プロポーザルは以下の表に提示するスケジュールで実施する。

項目	スケジュール
(1) 実施要領等の公表・配布開始	令和8年1月9日（金）
(2) 質問票の提出期限	令和8年1月15日（木）正午まで
(3) 質問に対する回答	令和8年1月19日（月）
(4) 参加申込の受付期間	令和8年1月9日（金） ～令和8年1月26日（月）午後5時まで
(5) 一次審査（書類審査）結果通知発送	令和8年1月30日（金）
(6) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年2月上旬 予定
(7) 結果通知及び審査結果の公表	令和8年2月中旬 予定
(8) 契約締結	令和8年3月 予定

- ※ 参加団体が5者以下の場合は一次審査を省略する。
- ※ 参加団体が1者のみの場合も、審査を実施する。
- ※ 本プロポーザルの参加にかかる経費は、参加団体の負担とする。
- ※ 事務の都合により日程を変更する場合がある。

5 実施要領等の公表・配布

本プロポーザルにかかる実施要領等の資料を以下のとおり公表・配布する。

(1) 公表・配布資料

- ① 和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領
- ② 和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託にかかる公募型プロポーザル様式集
- ③ 和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託仕様書
- ④ 和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託にかかる公募型プロポーザル審査基準
- ⑤ 【参考資料】事務の負担区分

(2) 公表・配布方法

和光市公式ホームページ内にダウンロード可能な形式で掲載する。

(3) 公表・配布開始日

令和8年1月9日（金）

6 現地確認

現地確認を希望する団体は、参加申込の受付期間内に事務局へ事前調整を図り、以下の注意事項に沿って現地確認を行うこと。なお、参加申込の受付期間経過後は、現地確認の受付は行わない。

【現地確認に関する注意事項】

- ① 質問は、本市担当職員にのみ行うこと。
- ② 確認の際は、利用者及び通行者の迷惑にならないよう配慮すること。また、現地管理員の業務の妨げになる行為は慎むこと。
- ③ 現地確認の有無は選定結果に影響しない。ただし、参加団体が現地の確認を行わず、もしくは確認が不十分だったことが原因となり生じた疑義や不利益等について、本市は選定時のみならず契約に至った後もその責を一切負わない。

7 参考資料の閲覧・電子データの交付

道路安全課窓口で、参考資料の閲覧をすることができる。また、一部の資料については、電子データの交付を受けることができる。

(1) 窓口閲覧資料

和光市駅南口自転車駐車場建設工事竣工図

(2) 電子データ交付可能資料

- ① 案内図・設計概要
- ② 全体駅前広場平面図
- ③ 地下1階平面図
- ④ ラック配置図

※ ①～③は和光市駅南口自転車駐車場建設工事竣工図収録資料。

(3) 電子データの交付方法

電子データの交付を希望する場合は、電話もしくは電子メールで道路安全課に来庁日時を調整の上、書き込み可能な光学ディスク（CD・DVD）1枚を持参して交付を受けること。

なお、現地確認時に引き渡しを希望する場合は、事前調整の際に申し出ること。

(4) 参考資料取扱いの禁止事項

- ① 参考資料の改変及び二次的著作物を作成すること。
- ② 参考資料を第三者が記載内容を判別可能な形状で廃棄すること。
- ③ 電子データを本プロポーザル参加の目的以外で複製すること。

8 質問票の提出及び回答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、道路安全課宛てに質問票を添付した電子メールを送付すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して、提出書類を作成する上で必要な事項に限る。

※ 送付先アドレス：e0200@city.wako.lg.jp

(2) 提出書類 質問票（様式1）

(3) 提出期限 令和8年1月15日（木） 正午必着

(4) 注意事項

※ 電子メール以外による質問は受け付けない。

※ 件名は、「質問票の提出について（団体名）」とすること。

※ 質問票を貼付した電子メールの送付に関しては、必ず開封確認を付すものとする。

※ 電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

(5) 回答方法

提出された質問に対する回答は、一括して市ホームページで公開する。

(6) 回答の公開日

令和8年1月19日（月）

※ 質問内容によっては、一部回答が遅れる場合がある。

9 参加申込

(1) 受付期間

令和8年1月9日(金)～令和8年1月26日(月)午後5時まで

※ 受付期間を経過した後は、受付を行わない。また、期間経過後は提出した資料等の差替えは認めない。

(2) 受付時間 平日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く。)

(3) 受付場所 和光市広沢1番5号 和光市役所2階 道路安全課交通安全担当

(4) 提出方法 持参もしくは郵送。

※ 郵送の場合は期間内に必着とし、配達記録が残る方法で送付すること。

(5) 提出書類及び提出書類作成の注意事項

様式集表紙の「提出書類一覧」を参照のこと。

(6) 提出書類の形式

提出書類は、正本各1部、副本各5部及び提出書類のデータの入った光学ディスク(CD・DVD)を1枚提出すること。書類のサイズは原則A4用紙縦型とし、やむを得ずA3用紙を使用する場合は片面印刷の片袖折りでつづること。また、各書類に頁数を付し、提出書類をインデックスで分けすること。

正本は、ファイル表面及びファイル背表紙に「和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託プロポーザル応募書類(団体名)」と記入すること。副本は、ファイル表面及びファイル背表紙に「和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託プロポーザル応募書類」とのみ記入し、参加者を判別できるような名称やロゴマーク等は使用しないこと。

※ 書類に穴を開ける場合は、記載内容が欠落しないよう注意すること。

※ 副本には、押印不要。印影が入らないようにすること。

10 参加申込の注意事項

(1) 1団体(グループについては1グループ)につき、提案は1案に限る。

(2) 提案書の作成、参加申込、プレゼンテーション等に要する費用は、参加団体の負担とする。

(3) 参加申込にあたり提出した書類は理由の如何に関わらず返却しない。

(4) 本市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の著作権は参加団体に帰属する。ただし、本市が審査結果の公表等で必要な場合には、協議の上、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 本市は、提出書類(選定されていない応募者の提出書類を含む。)を和光市情報公開条例(平成12年条例第48号)第2条第2項に規定する公文書として取り扱い、同条例による開示請求があった場合は、個人のプライバシーや企業秘密などの不開示情報に該当する部分を除き、開示する。

- (7) 参加申込後の辞退は、書面（任意様式）で申し出ること。
- (8) 参加にあたっては、関係法令を遵守すること。

1 1 見積書の作成について

- (1) 仕様書に従い、見積書（様式8）及び見積内訳書（様式9）を作成し提出すること。
- (2) 任意の様式で算定根拠及び内訳の詳細を明らかにし、添付すること。
- (3) 事務及び費用負担に関しては「【参考資料】事務の負担区分」を参考にすること。ただし、参考資料は仕様書の内容を整理したものであり、条件をもれなく記載したものではないことに留意し、積算にあたっては必ず仕様書の該当部分を参照すること。
- (4) 見積額が提案限度額を超えないようにすること。
- (5) 疑義が生じた場合は、市から確認を求めることがある。

1 2 提案書の作成について

- (1) 仕様書の内容及び提案書（様式7）に記載の指示に従いもれなく記入すること。
- (2) 提案書の枠、文字サイズ、行間は必要に応じて変更し、使用すること。補助資料については任意の様式を使用できるが、原則としてA4もしくはA3用紙を使用し、頁数の計算に含めるものとする。
- (3) 本文中に参加団体を判別できるような名称やロゴマーク等を使用しないこと。
- (4) 提案書は10頁以内とする。A3用紙を使用する場合は、片面1頁をA4用紙2枚分として計算すること。

1 3 選定及び契約の締結

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を決定するため、和光市都市整備部内に選定委員会を設置し、選定委員会が決定した審査基準に従い選定を行う。一次審査は参加資格の確認を含む書類審査とし、二次審査（提出された提案書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング）においては、選定委員の採点による順位付けを行い、選定委員会での協議を経て受託候補者及び次点受託候補者を選定するものとする。ただし参加団体が1者のみの場合は、選定委員会での協議により受託候補者とするか決定する。

参加団体が5者以下の場合は一次審査を省略し、参加資格の確認後、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細にかかる通知をもって二次審査参加資格の通知とする。その場合、提出書類は二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）と併せて評価するものとする。

選定後、受託候補者と契約に向けた協議を行い、必要に応じ仕様を調整の上、令和8年度予算が市議会で成立後、契約を締結する。契約手続きに係る詳細については、和光市契約規則に従い取扱うものとする。

本業務の契約は、法令、条例及び規則に基づく長期継続契約として契約を締結する見込み

である。長期継続契約では、翌年度以降の債務を負担することなく長期の契約を締結することが可能であることから、契約期間中の各年度の事業予算が現時点で定まっていないことに留意すること。契約にあたっては、和光市業務委託契約約款により、契約期間中であっても、本市はこの契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

14 失格

団体が次の要件に該当するに至った場合は失格とし、その後の審査を行わない。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (3) 参加団体及び参加団体の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合。
- (4) 参加申込の期限までに所定の書類が整わなかった場合。
- (5) 複数の提案書類を提出した場合。
- (6) 提出された見積額が提案限度額を超えている場合。
- (7) 仕様書で提示された要件を満たしていない場合。
- (8) 提出された書類に重大な不備又は虚偽等の記載があった場合。
- (9) その他不正な行為があった場合。

15 問合せ先

和光市 都市整備部 道路安全課 交通安全担当

〒351-0192 和光市広沢1番5号 和光市役所2階

電話：048-464-1111（代）

FAX：048-464-5577

電子メール：e0200@city.wako.lg.jp（道路安全課代表メールアドレス）